

平成24年 4月 1日

葛飾区長 へ

前回指定の時にお渡ししています、「結核指定医療機関指定書」の番号です。「開設許可書」の番号と間違えないように注意してください。

指定医療機関の指定番号 128856

指定医療機関の所在地 葛飾区西新小岩二丁目18番1号

指定医療機関の名称 葛飾西クリニック

指定医療機関開設者住所
(法人の場合は、法人の住所) 葛飾区西新小岩二丁目18番1号

指定医療機関開設者氏名
(法人の場合は、法人の名称) 医療法人社団葛飾西会

印

指定医療機関辞退届

平成24年5月15日付けをもって感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による感染症指定医療機関としての指定を辞退したいので、同法第38条第8項の規定により届け出ます。

辞 退 事 由

病院・診療所、薬局の移転、閉鎖、法人化など。

診療所移転のため

開設者が死亡又は失そうした場合は、開設者氏名欄に開設者氏名並びに届出人の氏名及び続柄を記入のこと。

所在地は必ず、「丁目番号」「丁目番地の」など住居表示どおりに記載して下さい。
ハイフン(-)は使用しないでください。

平成24年 4月 日

葛飾区長 あて

病院又は診療所(薬局)の所在地 〒125-0062 葛飾区青戸四丁目15番14号

病院又は診療所(薬局)の名称 東京保健予防クリニック
電話03-3602-1274

病院又は診療所(薬局)の開設者住所(法人の場合は、法人の住所) 葛飾区立石五丁目13番1号

病院又は診療所(薬局)の開設者氏名(法人の場合は、法人の名称) 医療法人社団 保健予防会 (印)
電話 03-3602-1298

結核医療機関指定申請書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)第38条第2項の規定による医療機関として、指定されたいので申請します。

なお、指定の上は感染症法第38条第7項の規定による知事の指導及び同法第41条の規定による診療報酬の定めるところに従い、同法による医療を担当するため、同法の規定による一切の事項を守ります。

記

| | | | | | |
|--|----------|--------|-------------------------------------|---------------------|-----|
| 担当医師名又は管理薬剤師名 | | 保健所 太郎 | | | |
| 病診療 院所 | 診察 科目 | 内科・小児科 | | X線 医療 利用 関 | 名 称 |
| | X線 設備 | 有 無 | (直接)・ポータブル・断層 (X線利用医療機関 欄に記入) | | 所在地 |
| 医療法第7条・ <u>第8条</u> ・薬事法第4条(許可・ <u>届出</u> ・登録)済・未 | | | | | |

平成24年 4月10日

葛飾区長 へ

指定医療機関の所在地 葛飾区青戸四丁目15番14号

指定医療機関の名称 葛飾青戸南クリニック

指定医療機関の開設者住所 葛飾区青戸四丁目15番14号

指定医療機関の開設者氏名 医療法人社団 青戸南会

印

遡 及 願

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定による医療機関の指定について

平成24年 4月 1日に遡及し、指定願います。

[理 由]

上記年月日より 結核患者の治療を行っているため

平成24年 4月 1日

葛 飾 区 長 あて

指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 葛飾区新小岩二丁目17番1号

指 定 医 療 機 関 の 名 称 葛飾ファーマシー 新小岩支店

指 定 医 療 機 関 の 開 設 者 住 所 葛飾区新小岩二丁目12番9号

指 定 医 療 機 関 の 開 設 者 氏 名 株式会社 葛飾ファーマシー (印)

医 療 機 関 指 定 書 紛 失 届

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定に基づき平成15年 4月30日に指定されておりますが、その指定書を紛失しましたのでお届けします。

平成23年 4月 1日

東京都知事 殿

指定医療機関の指定番号

128856

前回指定時にお渡ししている、「感染症指定医療機関指定書」又は「結核指定医療機関指定書」の番号です。
「開設許可書」の番号と間違えないように注意してください。

指定医療機関の所在地

葛飾区新小岩二丁目17番1号

指定医療機関の名称

葛飾ファーマシー 新小岩支店

指定医療機関の開設者住所
(法人の場合は、法人の住所)

葛飾区新小岩二丁目12番9号

指定医療機関の開設者氏名
(法人の場合は、法人の名称)

株式会社 葛飾ファーマシー 印

指定医療機関変更届

平成15年4月30日付けで指定された医療機関に平成24年4月1日に変更があったので届け出ます。

変更事項

新 葛飾ファーマシー 新小岩支店

旧 葛飾薬局新小岩支店

参考事項 薬局の名称変更

・医療機関の名称変更
・開設者名称の変更(法人格などの内容変更を伴わないもの)
・開設者住所
・住居表示の変更による地番変更など